

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 規 則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県出納室事務決裁規則の一部を改正する規則

河川及港湾取締規則等を廃止する規則

◇ 訓 令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

褒賞条例ニ依ル行方具申手続等を廃止する訓令

鳥取県事務改善委員会規程を廃止する訓令

◇ 告 示

鳥取県道路治水施設愛護奨励規程の一部改正

鳥取県水産試験場において漁業調査及び試験をする場合掲揚する旗章等の廃止

◇ 企業管理規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程及び企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

規 則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十六号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十五号中「二百万円」を「五百万円」に改め、同表第二十六号中「五十万円」を「百万円」に改め、同表第二十七号中「五十万円」を「千五百万円」に、「土地又は建物」を「公有財産」に改め、同表第二十八号中「二百万円」を「六百万円」に、「土地又は建物」を「公有財産」に改め、同表第二十九号を次のように改める。

二十九 削除

別表第二部長共通専決事項の欄第十三号及び第二十一号中「百万円」を「五百万円」に改め、同欄第二十二号を次のように改める。

二十二 削除

別表第二部長共通専決事項の欄第二十三号中「百万円」を「五百万円」に改め、同欄第二十五号中「二百万円」を「五百万円」に改め、同欄第二十六号中「五十万円」を「百万円」に改め、同欄第二十七号中「五十万円」を「千五百万円」に、「土地又は建物」を「公有財産」に改め、同欄第二十八号中「二百万円」を「六百万円」に、「土地又は建物」を「公有財産」に改め、同欄第二十九号を次のように改める。

二十九 削除

別表第二課長共通専決事項の欄第十四号中「(職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)第三条に規定する職にある職員を除く。)」を削り、同欄第十九号中「百万円」を「五百万円」に改め、同欄第二十号中「五百万円未満」を削り、同欄第二十二号中「百万円」を「五百万円」に改め、同欄第三十号中「百万円」を「五百万円」に改める。

別表第三総務管財課の項課長専決事項の欄第十一号を次のように改める。

十一 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号。以下「地方機関等決裁規則」という。))別表第二西部県税事務所長の項第一号の規定により西部県税事務所長に委任された事務を除く。)

(一) 第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請の受理及び当該申請に係る書類の外務大臣への提出

(二) 第六条第一項(第八条第三項、第九条第三項、第十条第三項及

び第十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定による一般旅券の交付

(三) 第八条第一項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請の受理及び当該申請に係る書類の外務大臣への提出

(四) 第九条第一項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理及び当該申請に係る書類の外務大臣への提出

(五) 第十条第一項の規定による一般旅券の再発給の申請の受理及び当該申請に係る書類の外務大臣への提出

(六) 第十二条第一項又は第二項の規定による一般旅券の合冊又は査証欄の増補の申請の受理

(七) 第十七条の規定による一般旅券の粉失又は焼失の届出の受理

(八) 第十九条第四項及び第五項の規定による一般旅券の返納の受理及び還付

別表第三人事課の項部長専決事項の欄第十二号中「鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号。以下「地方機関等決裁規則」という。))」を「地方機関等決裁規則」に改める。

別表第三職員厚生課の項課長専決事項の欄第二号中「鳥取市」の下に「及び北九州市」を加える。

別表第三消防防災課の項課長専決事項の欄第十五号(五)、(六)及び(七)並びに第十七号中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改める。

別表第三土地対策課の項部長専決事項の欄第四号(一)中「第十九条第八項」を「第十九条第十項」に改め、同号(二)中「第十九条第九項第四号」を「第十九条第十一項第四号」に改める。

別表第三厚生援護課の項部長専決事項の欄中第八号を削り、第九号を

第八号とする。

別表第三厚生援護課の項課長専決事項の欄第一号(一)中「検査」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二福祉事務所長の項第一号(一)の規定により福祉事務所に委任された事務を除く。)」を加え、同号(四)中「実施」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二福祉事務所長の項第一号(二)の規定により福祉事務所に委任された事務を除く。)」を加え、同欄第十四号及び第十五号を次のように改める。

十四及び十五 削除

別表第三保険課の項課長専決事項の欄第十号及び第十一号を次のように改める。

十 船員保険法第二十八条ノ五において準用する健康保険法第四十三条ノ七の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の療養の給付又は保険医若しくは保険薬剤師の診療若しくは調剤に関する指導

十一 船員保険法施行令第二条の規定により知事の権限に属するものとされた船員保険法第九条ノ三の規定による医師等に対するその行つた診療等に関する報告若しくは物件の提示の命令若しくは質問の実施又は療養の給付等を受けた者等に対する診療等の内容に関する報告の命令若しくは質問の実施

別表第三保険課の項課長専決事項の欄中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とする。

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第一号(一)中「第二十六条」の下に「第一項」を加え、「及び卸売一般販売業の許可を受けている者に対する医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可」を削り、同欄第三号

(二)を次のように改める。

(一) 第十九条第二項及び第四項の規定による毒物若しくは劇物の販売の登録又は特定毒物研究者の許可の取消し及びこれらの者に対する業務の停止の命令

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第三号中(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、(二)の前に(一)として次のように加える。

(一) 第六条の二の規定による特定毒物研究者の許可

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第四号(一)中「第一項及び第二項」及び「及びこれらの厚生大臣への報告」を削り、同号中(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、(二)の前に(一)として次のように加える。

(一) 第二十九条の規定による麻薬の廃棄の許可

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄第二号を次のように改める。

二 削除

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄第六号(四)中「第二項」を削り、「報告の」を「届出の」に改め、同号(六)中「及びその厚生大臣への報告」を削り、同欄第二十一号(四)中「第三十二号(六)」を「第三十二号(五)」に改め、同欄第二十五号(五)中「第三十五号(六)」を「第三十五号(五)」に改める。

別表第三健康対策課の項部長専決事項の欄中第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十

一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第二項の規定による被爆者健康手帳の交付

(二) 第十四条の三第一項及び第三項の規定による被爆者一般疾病医

療機関の指定及び指定の取消し

別表第三健康対策課の項課長専決事項の欄第七号を次のように改める。

七 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第七十五号）第三条第一項及び第二項の規定による居住地変更の届出の受理及び旧居住地の都道府県知事への通知

別表第三健康対策課の項課長専決事項の欄中第七号の次に次の三号を加える。

七の二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の二第一項の規定による被爆者健康手帳の更新

(二) 第十九条第四項の規定による負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因するかどうかについての厚生大臣の意見聴取

(三) 附則第五項の規定による健康診断受診者証の交付

(四) 附則第七項及び附則第八項の規定による居住地変更の届出の受理及び旧居住地の都道府県知事への通知

七の三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条第二項の規定による医療特別手当の支給要件に該当することの認定

(二) 第三条第二項の規定による特別手当の支給要件に該当することの認定

(三) 第四条の二第二項の規定による原子爆弾小頭症手当の支給要件

に該当することの認定

(四) 第五条第二項及び第三項の規定による健康管理手当の支給要件に該当することの認定及び疾病が継続すると認められる期間の決定

(五) 第五条の二第二項又は第三項ただし書の規定による保健手当の支給要件に該当することの認定

(六) 第七条第二項の規定による医療特別手当等の支払の一時差止め

(七) 第八条の規定による介護手当の支給の決定

(八) 第九条の二の規定による葬祭料の支給の決定

(九) 第十一条の規定による不正利得の徴収

七の四 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則（昭和四十三年厚生省令第三十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条第一項及び第二項（第十六条の二第一項、第十九条、第二十三条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による居住地変更の届出の受理（県外から転入してきた受給権者が提出する場合に限る。）及び従前の居住地の都道府県知事への通知

(二) 第十条の二（第十六条の二第一項、第二十三条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による受給権者に対する失権の通知及び証書の返納の命令

(三) 第二十八条の三の規定による保健手当受給権者に対する通知及び命令並びに保健手当証書の返付又は交付

(四) 第三十一条の三の規定による居住地変更の届出の受理（県外か

ら転入してきた介護手当継続支給対象者が提出する場合に限る。) 及び従前の居住地の都道府県知事への通知

別表第三環境保全課の項部長専決事項の欄第一号中(一)及び(二)を削り、(三)を(一)とし、(四)を削り、(五)を(二)とし、(六)から(八)までを(三)から(五)までとし、同欄第二号中(一)及び(二)を削り、(三)を(一)とし、(四)から(六)までを(二)から(四)までとし、同欄第三号を次のように改める。

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十一条第一項の規定による産業廃棄物に関する処理計画の決定

(二) 第十四条第一項及び第五項の規定による産業廃棄物処理業の許可及びその範囲の変更の許可

(三) 第十四条第八項において準用する同法第七条第十一項の規定による産業廃棄物処理業の許可の取消し等の命令

(四) 第十五条第一項及び第二項の規定による産業廃棄物処理施設(産業廃棄物処理業に係るものに限る。以下この号において同じ。)の設置等の届出の受理及び当該届出に係る計画の変更等の命令

(五) 第十五条第四項の規定による産業廃棄物処理施設の改善等の命令

(六) 第十五条第五項において準用する同法第八条第三項の規定による産業廃棄物処理施設の設置等に係る届出の内容が相当である旨の認定

(七) 第十九条の二第一項の規定による措置の命令

別表第三環境保全課の項部長専決事項の欄中第三号の次に次の一号を

加える。

三の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十四条第一項又は第二項の規定による廃棄物処理施設の使用開始又は技術管理者の変更の報告書の受理(産業廃棄物処理業に係るものに限る。)

別表第三環境保全課の項部長専決事項の欄第七号を次のように改める。

七 鳥取県公害防止条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十五号)第四十五条第二項の規定による特定汚水等の処理の方法の変更等の命令

別表第三環境保全課の項部長専決事項の欄第一号を次のように改める。

一 大気汚染防止法第二十條の規定による自動車排出ガスの濃度の測定

別表第三環境保全課の項部長専決事項の欄第二号から第四号までを削り、同欄第五号中「徴収」の下に「(産業廃棄物処理業に係るものに限る。)」を加え、同欄中同号を第二号とし、第六号を削る。

別表第三労政課の項中「労政課」を「労政訓練課」に改め、同項部長専決事項の欄に次の四号を加える。

三 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の規定による職業訓練計画の策定及びその変更

(二) 第七条の規定による職業訓練の実施についての勧告

(三) 第二十四条の規定による事業主等の行う職業訓練の認定及び認定の取消し

(四) 第三十五条第一項の規定による職業訓練法人の設立の認可

(四) 第四十一条第二項又は第三項の規定による職業訓練法人の残余財産の帰属の認可

(六) 第四十二条の規定による職業訓練法人の設立の認可の取消し

(七) 第六十四条第四項の規定による技能検定試験の実施等を県職業能力開発協会に行わせることの決定

四 職業訓練法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)第二条及び第五条の規定により知事の権限に属するものとされた職業訓練法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十八条の規定による職業訓練指導員の免許

(二) 第二十九条の規定による職業訓練指導員の免許の取消し

(三) 第三十条第一項の規定による職業訓練指導員試験の実施

(四) 第六十四条第二項の規定による技能検定試験の実施

五 鳥取県立専修職業訓練校規則(昭和四十五年二月鳥取県規則第六号)第二条第二項の規定による技能向上訓練課程及び職業転換訓練課程の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間の決定

六 雇用対策法(昭和四十一年法律第三百三十二号)第十三条第二号の規定による求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給

別表第三労政訓練課の項課長専決事項の欄に次の三号を加える。

三 職業訓練法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十条の三の規定による認定職業訓練についての援助の実施

(二) 第一百二条の規定による認定職業訓練に関する事項についての報告の要求

四 職業訓練法施行令第二条及び第五条の規定により知事の権限に属するものとされた職業訓練法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十条第五項の規定による実技試験又は学科試験の免除

(二) 第六十五条の規定による合格証書の交付

五 鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)第十一条第二項の規定による訓練手当の受給資格の認定

別表第三職業安定課の項部長専決事項の欄中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、同欄第八号中「職業転換給付金」の下に「(同条第二号に規定する給付金を除く。)」を加え、同欄中同号を第五号とし、第九号を第六号とする。

別表第三職業安定課の項課長専決事項の欄中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を削る。

別表第三農業改良課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

五 鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第七号)第六条の規定による鳥取県立農業高等学校の授業料の減免の決定

別表第三農業改良課の項課長専決事項の欄第五号を次のように改める。
五 農業取締法施行令(昭和四十六年政令第五十六号)第五条の規定により知事の権限に属するものとされた農業取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの

うち次に掲げるもの

(一) 第十二条第一項の規定による防除の方法の変更又は農薬の使用の禁止の命令

(二) 第十三条第一項の規定による業務等に関する報告の命令、農薬等の集取及び立入検査

別表第三農村整備課の項部長専決事項の欄第一号中(四)を削り、(五)を(四)とし、同号(四)中「第四項又は」を削り、同号中(四)を(五)とし、(六)から(三)までを(四)から(三)までとし、(三)及び(四)を削り、(四)を(三)とし、(五)から(三)までを(三)から(二)までとし、同欄第二号中(三)及び(四)を削り、(四)を(三)とし、(六)を(四)とし、同欄に次の一号を加える。

四 土地改良法施行令第七十九条の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第三百三十二条第二項の規定による地方連合会からの報告の徴収
- (二) 第三百三十四条の二の規定による地方連合会に対する必要な措置の命令

別表第三農村整備課の項課長専決事項の欄第一号(三)中「第三十二号(一)」を「第三十二号(四)」に改める。

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第一号中(二)を(四)とし、(四)から(三)までを(六)から(四)までとし、(四)の次に(五)から(七)までとして次のように加える。

- (四) 第十条の七第一項の規定による森林整備市町村の指定
- (六) 第十条の七第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による森林整備市町村の指定の公表及び農林水産大臣への報告

(七) 第十条の七第四項の規定による森林整備市町村の指定の解除
別表第三林務課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

七 林業等振興資金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第二十九号の規定により

地方農林振興局長に委任された事務を除く。)

- (一) 第三条第一項の規定による林業経営改善計画が相当である旨の認定

(二) 第五条第一項の規定による合理化計画が相当である旨の認定

別表第三造林課の項部長専決事項の欄第四号中(二)を削り、(三)を(二)とし、(四)から(一)までを(三)から(一)までとし、(三)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、同欄第五号(一)中「及び期間」を削り、同号(二)中「地方公共団体等への協力要請」を「協力要請(県外の地方公共団体等に係るものに限る。)」に改め、同欄第六号中「松くい虫防除特別措置法」を「松くい虫被害対策特別措置法」に改め、同号(四)中「特別防除についての地方公共団体等への協力要請」を「特別伐倒駆除の命令等についての協力要請(県外の地方公共団体等に係るものに限る。)」に改め、同号中(四)を(七)とし、(一)から(四)までを(三)から(六)までとし、(三)の前に(一)及び(二)として次のように加える。

- (一) 第四条の規定による実施計画の策定及び変更
- (二) 第四条の四第二項において準用する森林病虫害等防除法第三条第三項の規定による特別伐倒駆除の命令に係る区域等の公表

別表第三造林課の項部長専決事項の欄第十号を削る。
別表第三造林課の項課長専決事項の欄第五号(四)中「キジ類又は」を削り、同欄第七号中「鳥取県国有林管理員規則」を「鳥取県営林管理員規則」に改める。

別表第三管理課の項部長専決事項の欄第四号(一)、(二)、(三)及び(四)並びに第五号中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改める。
別表第三管理課の項課長専決事項の欄第一号の二中「倉吉土木出張所

長」を「倉吉土木事務所長」に、「米子土木出張所長」を「米子土木事務所長」に改める。

別表第三道路課の項部長専決事項の欄第一号(七)及び(八)並びに第三号中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改める。

別表第三道路課の項課長専決事項の欄第一号(六)、(七)及び(八)中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、同欄第四号を削る。

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第一号(六)、(七)及び(八)中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、同欄第三号(四)及び(五)並びに第四号中「倉吉土木出張所長」を「倉吉土木事務所長」に改める。

別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄第一号(四)中「米子土木出張所長」を「米子土木事務所長」に改め、同号(五)及び(六)中「倉吉土木出張所長」を「倉吉土木事務所長」に改め、同号(七)及び(八)中「米子土木出張所長」を「米子土木事務所長」に改め、同号(九)及び(十)中「倉吉土木出張所長」を「倉吉土木事務所長」に改め、同号(十一)及び(十二)中「米子土木出張所長」を「米子土木事務所長」に改め、同欄第三号(一)中「倉吉土木出張所長」を「倉吉土木事務所長」に改める。

別表第三河川課の項部長専決事項の欄第一号(九)及び(十)中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、同欄第二号中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、「第二十五号の二」を「第二十五号の二(一)」に改め、同欄第七号(四)、(五)及び(六)中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、同欄第八号(一)中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、「第二十九号の二」を「第二十九号の二(一)」に改め、「第十五号」を「第十五号(一)」に改め、同欄第十号中(五)を削り、(六)を(五)とし、(七)を(六)とし、同欄第十一号(五)及び(六)中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、同号(七)中「市町村長

の意見の聴取及び」を削り、「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、同号(八)中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、同号(九)を削り、(十)を(九)とし、(十一)から(十二)までを削り、(十三)を(十)とし、(十四)を(十一)とする。

別表第三河川課の項課長専決事項の欄第一号(三)から(八)までの規定中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、同欄第三号(二)中「河港課」を「河川課」に改め、同欄第六号(三)から(八)まで及び第八号(一)から(三)までの規定中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、同号(四)を削り、(五)を(四)とし、同号(六)中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、同号(七)を削り、第十号の二(九)を「第三十号の二(三)」に改め、同号(十)を(五)とし、同欄第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

別表第三港湾課の項部長専決事項の欄第一号(二)及び(三)中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、同欄第二号の次に次の「号」を加える。

二の二 港湾法施行細則(昭和五十一年八月鳥取県規則第五十二号)

第四条第二項の規定による占用料等の減免(地方機関等決裁規則別表第二土木事務所長の項第二十七号の二の規定により土木事務所長に委任された事務及び同表鳥取港湾事務所長の項第十二号の二の規定により鳥取港湾事務所長に委任された事務を除く。)

別表第三港湾課の項部長専決事項の欄第三号(二)中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改める。

別表第三港湾課の項課長専決事項の欄第一号(一)、(二)及び(四)並びに第二号中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改める。

別表第三砂防利水課の項部長専決事項の欄第二号(六)並びに第五号(二)及び(三)中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改める。

別表第三砂防利水課の項課長専決事項の欄第三号を削り、第四号(三)中

「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、同号中(四)を削り、(五)を(四)とし、同欄中同号を第三号とし、第五号を第四号とし、同欄第六号中(二)を削り、(三)を(二)とし、同欄中同号を第五号とする。

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第十二号(一)及び(二)中「二級建築士」の下に「及び木造建築士」を加え、同号(三)中「二級建築士試験」の下に「及び木造建築士試験」を加える。

別表第三建築課の項課長専決事項の欄第一号から第三号まで並びに第四号(一)及び(二)中「米子土木出張所長」を「米子土木事務所長」に改め、同号(三)中「倉吉土木出張所長」を「倉吉土木事務所長」に、「米子土木出張所長」を「米子土木事務所長」に改め、同号(四)から(五)まで、(六)から(八)まで、(九)、(十)、(十一)及び(十二)から(十四)まで、第五号並びに第六号中「米子土木出張所長」を「米子土木事務所長」に改め、同欄第七号中(八)を削り、(九)を(八)とし、同欄第八号(五)中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、同欄第九号(一)及び(二)中「二級建築士」の下に「及び木造建築士」を加え、同号(三)中「二級建築士試験」の下に「及び木造建築士試験」を加える。

別表第三営繕課の項課長専決事項の欄第一号から第三号まで、第五号及び第六号中「米子土木出張所長」を「米子土木事務所長」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二北九州事務所長の項を削る。

別表第二西部県税事務所長の項を次のように改める。

西部県税
事務所長

一 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に居住する者に係るものに限る。)

- (一) 第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請の受理
- (二) 第六条第一項(第八条第三項、第九条第三項、第十条第三項及び第十二条第四項において準用する場合を含む。)、の規定による一般旅券の交付
- (三) 第八条第一項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請の受理
- (四) 第九条第一項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理
- (五) 第十条第一項の規定による一般旅券の再発給の申請の受理
- (六) 第十二条第一項又は第二項の規定による一般旅券の合冊又は査証欄の増補の申請の受理
- (七) 第十七条の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理
- (八) 第十九条第四項及び第五項の規定による一般旅券の返納の受理及び還付
- 二 鳥取県宿舍管理規則(第十一条第一項を除く。)に基づく知事の権限に属する事務のうち職員住宅(米子市に所在する職員住宅に限る。)に係るもの

別表第二福祉事務所長の項中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の「号」を加える。

一 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（町村の社会福祉協議会に係るものに限る。）

(一) 第五十四条第一項の規定による社会福祉法人の業務若しくは会計に関する報告の徴収又は業務若しくは財産の状況の検査

(二) 第六十五条の規定による社会福祉事業を営業者からの報告の徴収又は施設等の検査若しくはその他事業経営の調査の実施

別表第二福祉事務所長の項中第四号の次に次の「号」を加える。

四の二 進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱の6の(3)に基づく療養等の給付の決定

別表第二福祉事務所長の項第七号(一)中「第二十四条」の下に「第一項」を加え、「従事命令(一)の下に「鳥取市の区域内の災害に係るものについては東部福祉事務所長、」を加え、同号(四)及び(五)中「場所が」の下に「鳥取市の区域内である場合は東部福祉事務所長、」を加え、同項第八号中「もの」の下に「鳥取市の区域内の災害に係るものについては東部福祉事務所長、」を加え、同項第十六号(四)を次のように改める。

(四) 第五十六条第一項及び第二項の規定による措置に要する費用（育成医療の給付又は療育の給付に係るものを除く。以下この号において同じ。）の徴収及びその費用の全部又は一部を負担することができないことの認定（鳥取市の区域に係るものについては東部福祉事務所長、倉吉市の区域に係るものについては中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域に係るものについては西部福祉

事務所長)

別表第二福祉事務所長の項第十六号に(九)として次のように加える。

(九) 第五十六条第三項及び第五項の規定による措置に要する費用を支払うべきことの命令及び県が支弁した費用の徴収（鳥取市の区域に係るものについては東部福祉事務所長、倉吉市の区域に係るものについては中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域に係るものについては西部福祉事務所長）

別表第二福祉事務所長の項中第十七号の次に次の「号」を加える。

十七の二 保育所措置費国庫負担金に係る保育所の長の設置又は未設置の認定及び民間施設給与等改善費の加算費の承認

別表第二母来寮長の項を次のように改める。

母来寮長

- 一 老人福祉法第二十一条又は第二十二条の規定により収容を委託した機関が支弁すべき費用の当該機関からの徴収
- 二 鳥取県立母来寮管理規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第二十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第四条の規定による収容措置を受ける者及び収容委託に係る者の収容
 - (二) 第五条第三号の規定による制限行為の決定
 - (三) 第六条の規定による被収容者に対する指示
 - (四) 第七条の規定による退寮の命令及び収容を委託した機関との協議

別表第二保健所長の項第一号中(内)を(九)とし、(一)から(四)までを(四)から(八)までとし、(五)の前に(三)及び(四)として次のように加える。

(三) 第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業の許可の更新

(四) 第二十六条第三項の規定による卸売一般販売業の許可を受けている者に対する医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可

別表第二保健所長の項第一号中(一)を(二)とし、(二)の前に(一)として次のように加える。

(一) 第五条第二項の規定による薬局の開設の許可の更新

別表第二保健所長の項中第一号の二を第一号の四とし、第一号の次に次の二号を加える。

- 一の二 薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第十五条の二第二項第一号の規定により知事の権限に属するものとされた薬事法第十二条第三項の規定による薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて製造する医薬品の製造に係る製造業の許可の更新
- 一の三 薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条の規定による許可証の書換え交付

(二) 第四条の規定による許可証の再交付

別表第二保健所長の項第二号中(四)を(六)とし、(一)から(四)までを(二)から(四)までとし、(二)の前に(一)として次のように加える。

(一) 第四条第四項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新

別表第二保健所長の項第三十二号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)から(六)までを(二)から(四)までとし、同項第三十五号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)から(六)までを(二)から(四)までとし、同項第三十八号(三)中「健康診断の施行又は」を削り、同項第五十八号を次のように改める。

五十八 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第

四十一号)第四条の規定による被爆者の健康診断の実施

別表第二保健所長の項中第五十八号の次に次の二号を加える。

五十八の二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の二(附則第十項において準用する場合を含む。)(の規定による氏名又は居住地の変更の届出の受理並びに被爆者健康手帳の訂正及び返還

(二) 第五条の二第二項(附則第十項において準用する場合を含む。)(の規定による更新のため提出される被爆者健康手帳の受理

(三) 第五条の三(附則第十項において準用する場合を含む。)(の規定による死亡により返還される被爆者健康手帳の受理

五十八の三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則(昭和四十三年厚生省令第三十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条(第十六条の二第二項、第十九条、第二十三条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による受給権者の氏名変更の届出の受理

(二) 第七条第一項(第十六条の二第二項、第十九条、第二十三条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による居住地変更の届出の受理(県内において居住地を変更した受給権者が提出する場合に限る。)(

(三) 第八条(第十六条の二第二項、第十九条、第二十三条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。)(の規定によ

る証書の訂正及び返付

- (四) 第十一条(第十六条の二第一項、第十九条、第二十三条第一項、第二十九条第一項及び第三十一条の六第一項において準用する場合を含む。)の規定による受給権者の死亡の届出の受理
 - (五) 第十四条(第二十三条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による所得税額の届出の受理
 - (六) 第十四条の二(第二十三条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による証書への所要事項の記載及びその返付
 - (七) 第十五条(第二十三条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による支給制限に関する届出の受理
 - (八) 第十五条の二(第二十三条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による受給権者への通知並びに証書の返付又は証書への所要事項の記載及びその返付
 - (九) 第三十一条の二の規定による介護手当継続支給対象者の氏名変更の届出の受理
 - (一〇) 第三十一条の三第一項の規定による居住地変更の届出の受理(県内において居住地を変更した介護手当継続支給対象者が提出する場合に限る。)
- 別表第二保健所長の項第六十二号を次のように改める。
- 六十二 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第六条の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受理
 - (二) 第七条の規定によるばい煙発生施設となつた際の届出の受理

(三) 第八条の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理

- (四) 第九条の規定によるばい煙発生施設に関する計画の変更等の命令
 - (五) 第十条第二項の規定によるばい煙発生施設の設置等の制限期間の短縮
 - (六) 第十一条(第十八条の五において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理
 - (七) 第十二条第三項(第十八条の五において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設に係る地位の承継の届出の受理
 - (八) 第十四条第一項の規定によるばい煙発生施設の改善等の命令
 - (九) 第十八条第一項又は第三項の規定による粉じん発生施設の設置又は構造等の変更の届出の受理
 - (一〇) 第十八条の二第一項の規定による粉じん発生施設となつた際の届出の受理
 - (一一) 第十八条の四の規定による粉じん発生施設についての基準に従うべきこと等の命令
 - (一二) 第二十六条第一項の規定によるばい煙発生施設の様子の報告の要求及び工場等への立入検査
- 別表第二保健所長の項第六十二号の次に次の一号を加える。
- 六十二の二 大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省令第一号)第九条の規定によるばい煙発生施設の設置等の届出に係る受理書の交付
- 別表第二保健所長の項第六十三号を次のように改める。

六十三 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）に基づく

知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の規定による特定施設の設置の届出の受理

(二) 第六条の規定による特定施設となつた際の届出又は排出水の排出系統別の汚染状態及び量についての届出の受理

(三) 第七条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理

(四) 第八条の規定による特定施設に関する計画の変更等の命令

(五) 第九条第二項の規定による特定施設の設置等の制限期間の短縮

(六) 第十条の規定による特定施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理

(七) 第十一条第三項の規定による特定施設に係る地位の承継の届出の受理

(八) 第十三条第一項の規定による特定施設の構造等の改善等の命令

(九) 第二十二条第一項の規定による特定施設の状況等の報告の要求及び特定事業場への立入検査

別表第二保健所長の項中第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省府令第

二号）第六条の規定による特定施設の設置等の届出に係る受理書の交付

別表第二保健所長の項第六十四号を次のように改める。

六十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百

三十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条第一項及び第二項の規定による一般廃棄物処理施設の設置等の届出の受理及び当該届出に係る計画の変更等の命令

(二) 第八条第三項の規定による一般廃棄物処理施設の設置等の届出の内容が相当である旨の認定

(三) 第八条第五項の規定による一般廃棄物処理施設の改善等の命令

(四) 第十二条第三項の規定による産業廃棄物の運搬方法等の変更等の措置の命令

(五) 第十五条第一項及び第二項の規定による産業廃棄物処理施設（産業廃棄物処理業に係るものを除く。以下この号において同じ。）の設置等の届出の受理及び当該届出に係る計画の変更等の命令

(六) 第十五条第四項の規定による産業廃棄物処理施設の改善等の命令

(七) 第十五条第五項において準用する第八条第三項の規定による産業廃棄物処理施設の設置等の届出の内容が相当である旨の認定

(八) 第十八条の規定による廃棄物の保管等に関する報告の徴収（産業廃棄物処理業に係るものを除く。）

(九) 第十九条第一項の規定による事務所等への立入検査

別表第二保健所長の項中第六十四号の次に次の一号を加える。

六十四の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十四条第一項又は第二項の規定による廃棄物処理施設の使用開始又は技術管理者の変更の報告書の受理（産業廃棄物処理業に係るものを除く。）

(二) 第十四条第三項又は第四項の規定による産業廃棄物処理責任者の設置若しくは変更又は有害廃棄物の処理に関する報告書の受理

別表第二保健所長の項第六十六号を次のように改める。

- 六十六 鳥取県公害防止条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十七条の規定によるばい煙関係特定施設の設置の届出の受理
 - (二) 第十八条の規定によるばい煙関係特定施設となつた際の届出の受理
 - (三) 第十九条の規定によるばい煙関係特定施設の構造等の変更の届出の受理
 - (四) 第二十条の規定によるばい煙関係特定施設に関する計画の変更等の命令
 - (五) 第二十一条第二項の規定によるばい煙関係特定施設の設置等の制限期間の短縮
 - (六) 第二十二条(第三十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙関係特定施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理
 - (七) 第二十三条第三項(第三十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙関係特定施設に係る地位の承継の届出の受理
 - (八) 第二十五条の規定によるばい煙関係特定施設の改善等の命令
 - (九) 第二十八条第一項又は第三項の規定による粉じん関係特定施設の設置又はその構造等の変更の届出の受理
 - (十) 第二十九条の規定による粉じん関係特定施設となつた際の届出の受理
 - (十一) 第三十一条の規定による粉じん関係特定施設についての基準に

従うべきこと等の命令

- (三) 第三十五条の規定による汚水関係特定施設の設置の届出の受理
 - (四) 第三十六条の規定による汚水関係特定施設となつた際の届出の受理
 - (五) 第三十七条の規定による汚水関係特定施設の構造等の変更の届出の受理
 - (六) 第三十八条の規定による汚水関係特定施設に関する計画の変更等の命令
 - (七) 第三十九条第二項の規定による汚水関係特定施設の設置等の制限期間の短縮
 - (八) 第四十条の規定による汚水関係特定施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理
 - (九) 第四十一条第三項の規定による汚水関係特定施設に係る地位の承継の届出の受理
 - (十) 第四十三条第一項の規定による汚水関係特定施設の改善等の命令
 - (十一) 第五十九条の規定による公害を防止するために必要な措置の要求
 - (十二) 第六十条第一項の規定による報告の要求及び工場等への立入検査
- 別表第二地方農林振興局長の項中第六号の次に次の一号を加える。
- 六の二 過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第二十二條の規定による農業又は林業に係る経営改善計画の認定
- 別表第二地方農林振興局長の項第十五号中(九)を(四)とし、(四)から(八)まで

を(九)から(三)までとし、(四)の次に(五)から(八)までとして次のように加える。

- (五) 第十条の七第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による森林整備市町村に指定しようとする市町村との協議
- (六) 第十条の八第六項及び第七項(第十条の九第四項において準用する場合を含む。)の規定による森林整備計画の承認及び森林整備計画書の写しの受理

- (七) 第十条の九第一項の規定による森林整備計画が地域森林計画に適合しなくなつた旨の認定

- (八) 第十条の十一第二項の規定による特定森林又はその立木についての所有権の移転等に関する調停

別表第二地方農林振興局長の項中第十七号の次に次の一号を加える。
 十七の二 林道事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結
 別表第二地方農林振興局長の項第二十五号及び第二十六号を次のように改める。

- 二十五 松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第四条の四第一項の規定による特別伐倒駆除の命令
- (二) 第四条の四第二項において準用する森林病害虫等防除法第三条第五項の規定による聴聞の実施及び不服の申出に対する決定
- (三) 第四条の四第二項において準用する森林病害虫等防除法第三条第八項の規定による命令書の内容の公告
- (四) 第四条の四第二項において準用する森林病害虫等防除法第四条

第一項の規定による松くい虫の駆除措置

- (五) 第四条の四第二項において準用する森林病害虫等防除法第四条第二項の規定による松くい虫の駆除措置に係る費用の徴収

- (六) 第五条第一項の規定による特別防除の実施

- (七) 第十条の二第一項の規定による損失補償

- (八) 第十二条において準用する森林病害虫等防除法第四条の二の規定による特別伐倒駆除の命令等についての協力要請(県内の地方公共団体等に係るものに限る。)

- 二十六 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第六条第二項の規定による育種母樹等の保護又は管理に關し必要な処置を構すること等の指示

- (二) 第十七条の規定による配布事業者の届出の受理

- (三) 第十九条の規定による表示義務等の違反に対する是正命令

別表第二地方農林振興局長の項中第二十六号の次に次の一号を加える。

- 二十六の二 林業種苗法施行規則(昭和四十五年農林省令第四十号)第三十三条の規定による生産事業者及び配布事業者からの報告の受理

別表第二地方農林振興局長の項第二十九号を次のように改める。

- 二十九 林業等振興資金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るものを除く。)

- (一) 第三条第一項の規定による林業経営改善計画が適當である旨の認定

(一) 第五条第一項の規定による合理化計画が適当である旨の認定
別表第二地方農林振興局長の項第三十二号中(二)を(三)とし、(六)から(五)までを(三)から(四)までとし、(三)の前に(二)及び(一)として次のように加える。

(二) 第八十九条の二第六項の規定による県営土地改良事業に係る一時利用地の指定又は土地の使用等の停止の命令

(三) 第八十九条の二第七項の規定による県営土地改良事業に係る土地の使用等の停止の命令

別表第二地方農林振興局長の項第三十二号中(四)を(五)とし、同号四中「(六)から(五)まで及び次号(一)から(三)まで」を「地方農林振興局長の項」に改め、同号中(四)を(五)とし、(三)の次に(四)から(六)までとして次のように加える。

(四) 第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業計画の変更に
ついての同意の取得

(五) 第八十七条の三第三項において準用する第五条第五項の規定による使用及び収益をする者の意見の聴取

(六) 第八十七条の三第四項の規定による土地改良事業計画の変更に
ついての協議

(七) 第八十七条の三第六項において準用する第五条第六項の規定による国有地等の編入の承認の申請
別表第二農業経営大学校長の項を次のように改める。

農業大学 校長	一 鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例（昭和五十九年三月鳥取県条例第七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 第三条の規定による研修課程の修業年限の決定
------------	---

(一) 第四条の規定による入校の許可
二 鳥取県立農業大学校管理規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の規定による休業日の決定及び変更

(二) 第七条の規定による授業科目の修得の認定

(三) 第八条の規定による進級の認定

(四) 第九条の規定による卒業証書の授与

(五) 第十三条第一項又は第三項の規定による誓約書等の受理

(六) 第十四条の規定による住所等の変更の届出の受理

(七) 第十五条の規定による休学又は退学の許可

(八) 第十六条の規定による復学の許可

(九) 第十九条の規定による表彰の実施

(一〇) 第二十条の規定による訓告、停学又は退学の処分

(一一) 第二十一条の規定による通学の承認

(一二) 第二十二条第二項の規定による研修の内容等の決定

(一三) 第二十六条の規定による修了証書の授与

(一四) 第二十七条の規定による受講の許可の取消し

別表第二果樹技術講習所長の項第一号中「鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例」の下に「（昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号）」を、「規定による」の下に「利用の」を加え、同項第二号に(一)として次のように加える。

(一) 第十六条の規定による修了証書の授与

別表第二野菜技術講習所長の項第二号中(ウ)とし、(ハ)の次に(ウ)として次のように加える。

(ウ) 第十五条の規定による修了証書の授与

別表第二大山農地開発局長の項第三号中(ウ)とし、(ロ)から(四)までを(四)から(七)までとし、(一)の次に(ロ)及び(三)として次のように加える。

(ロ) 第八十九条の二第六項の規定による一時利用地の指定又は土地の使用等の停止の命令

(三) 第八十九条の二第七項の規定による土地の使用等の停止の命令
別表第二中部農業開発事業所長の項第三号中(ウ)とし、(ロ)から(四)までを(四)から(七)までとし、(一)の次に(ロ)及び(三)として次のように加える。

(二) 第八十九条の二第六項の規定による一時利用地の指定又は土地の使用等の停止の命令

(四) 第八十九条の二第七項の規定による土地の使用等の停止の命令
別表第二土木出張所長の項中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、同項第一号、第二号並びに第五号(一)及び(三)中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改め、同項第八号から第十三号までを次のように改める。

ハ 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の除草、清掃その他施設の保全に関する事務の委託の決定

九から十三まで 削除

別表第二土木事務所長の項第十八号(一)中「千立方メートル」を「一万立方メートル」に改め、同項第二十号の二中「第二号及び第三号」を削り、同項第二十一号(三)中「のうち鳥取県道路交通法施行細則(昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号)第四条の規定により警察署長

に委任されたものについての意見の申出」を削り、同項第二十五号(ト)中「占用」の下に「又は許可期間満了後の継続占用」を加え、同号(四)及び(六)中「千立方メートル」を「一万立方メートル」に改め、同項第二十五号の二を次のように改める。

二十五の二 河川法施行細則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の規定による流水占用料等の減免のうち前号(二)から(四)までにより許可したものに係る流水占用料等の減免

(二) 第六条の規定による工事等の完了の検査
別表第二土木事務所長の項第二十七号(一)ロ中「千立方メートル」を「一万立方メートル」に改め、同号(一)にハとして次のように加える。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、許可期間満了後の継続占用に係るもの

別表第二土木事務所長の項第二十七号(二)を次のように改める。

(二) 第五十六条第一項の規定による港湾区域の定めのない港湾における水域施設等の建設、水域の一部の占用又は土砂の採取の許可のうち次に掲げるもの

イ 一時的な占用に係るものの占用の許可

ロ 一万立方メートル未満の土砂の採取の許可

ハ イ及びロに掲げるもののほか、許可期間満了後の当該許可を受けた行為の継続に係るもの

別表第二土木事務所長の項第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 港湾法施行細則(昭和五十一年八月鳥取県規則第五十二号)第四条第二項の規定による占用料等の減免のうち前号(一)又は(二)

により許可したものに係る占用料等の減免

別表第二土木事務所長の項第二十九号(一)中「一時的な占用」の下に「又は許可期間満了後の継続占用」を加え、同号(二)中「千立方メートル」を「一万立方メートル」に改め、同項第二十九号の二を次のように改める。
二十九の二 鳥取県海岸法施行細則(昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一) 第五条第四項の規定による占用料等の減免のうち前号(一)又は(二)により許可したものに係る占用料等の減免

(二) 第六条の規定による工事等の完了の検査
別表第二土木事務所長の項第三十号の二(一)中「五千立方メートル」を「一万立方メートル」に改め、同号(二)中「七千五百立方メートル」を「一万五千立方メートル」に改め、同号(三)を次のように改める。

令 (六) 第二十三条の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令

別表第二土木事務所長の項第三十号の二(四)中「この号の(一)又は(二)に係るもの」を「申請があつたときの通報及びこの号の(一)又は(二)により処分したとき」に改め、同号中(四)とし、(四)の次に(四)として次のように加える。

(四) 第三十四条第二項又は第三項の規定による砂利採取業者の事務所等への立入検査等の実施

別表第二土木事務所長の項第三十号の二(二)として次のように加える。
(二) 第三十七条第二項の規定による市町村長から要請があつた場合の認可採取計画の変更の命令等の措置
別表第二土木事務所長の項第三十号の三(一)中「五千平方メートル」を

「一万平方メートル」に改め、同号(二)中「七千五百平方メートル」を「一万五千平方メートル」に改め、同号(三)及び(四)中「この号の(一)又は(二)により認可したものに係る届出の受理」を削り、同号(四)中「認可したものに係る意見の聴取及び」を「処分したときの」に改め、同号(四)中「のうちこの号の(一)又は(二)により認可したものに係る届出の受理」を削り、同号(六)を次のように改める。

(六) 第三十三条の十三の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令

別表第二土木事務所長の項第三十号の三(四)中「聴取」の下に「及び岩石採取場等への立入検査」を加え、同号中(四)とし、(六)の次に(六)及び(七)として次のように加える。

(六) 第三十三条の十四第二項の規定による市町村長から要請があつた場合の認可採取計画の変更の命令等の措置

(七) 第三十三条の十七の規定による岩石の採取を廃止した者に対する災害を防止するため必要な設備をすることの命令

別表第二土木事務所長の項第三十号の四に(四)として次のように加える。

(四) 第二十二條第一項の規定による地すべり防止施設の管理者からの報告の徴収及び当該施設への立入検査

別表第二土木事務所長の項第三十号の五(二)中「のうち同項第三号から第七号までに掲げる行為の許可」を「(同項第二号に掲げる行為の許可を除く。)」に改め、同号に(四)及び(五)として次のように加える。

(四) 第十一条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内の土地への立入検査

(五) 第二十六条の規定による急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有

者等からの報告の徴収

別表第二土木事務所長の項第三十号の六中「(千立方メートル以上の土石の採取に係るものを除く。)」を削り、同項第三十一号を次のように改める。

三十一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)に基づき知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(郡家土木事務所の管轄区域内に係るものは、鳥取土木事務所の管轄区域内に係るものと、根雨土木事務所の管轄区域内に係るものは、米子土木事務所の管轄区域内に係るものとみなす。次号から第三十四号までにおいて同じ。)

(一) 第七条の二第一項第一号の規定による検査済証の交付前の建築物の仮使用の承認

(二) 第十八条第八項第一号の規定による検査済証の交付前の建築物の仮使用の承認

(三) 第八十五条第三項の規定による応急仮設建築物の存続の許可

(四) 第八十五条第四項の規定による仮設建築物の建築の許可

別表第二土木事務所長の項第三十一号の二中「倉吉土木出張所」を「倉吉土木事務所」に改め、同項第三十五号(一)中「鳥取土木出張所」を「鳥取土木事務所」に改める。

別表第二倉吉土木出張所長の項中「倉吉土木出張所長」を「倉吉

土木事務所長」に改め、同項第一号中「倉吉土木出張所長」を「倉吉土木事務所長」に改める。

別表第二米子土木出張所長の項中「米子土木出張所長」を「米子

土木事務所長」に改め、同項第一号中「米子土木出張所長」を「米子

土木事務所長」に、「根雨土木出張所」を「根雨土木事務所」に改め、同項第二号並びに第五号(一)及び(三)中「米子土木出張所長」を「米子土木事務所長」に改める。

別表第二鳥取空港建設事務所長の項中第七号の次に次の一号を加える。

七の二 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の除草、清掃その他の施設の保全に関する事務の委託の決定

別表第二鳥取港湾事務所長の項中第七号の次に次の一号を加える。

七の二 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の除草、清掃その他の施設の保全に関する事務の委託の決定

別表第二鳥取港湾事務所長の項第十二号(一)ロ中「千立方メートル」を「一万立方メートル」に改め、同号(一)にハとして次のように加える。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、許可期間満了後の継続占用に係るもの

別表第二鳥取港湾事務所長の項第十二号(三)を次のように改める。

(三) 第五十六条第一項の規定による港湾区域の定めのない港湾における水域施設等の建設、水域の一部の占用又は土砂の採取の許可のうち次に掲げるもの

イ 一時的な占用に係るものの占用の許可

ロ 一万立方メートル未満の土砂の採取の許可

ハ イ及びロに掲げるもののほか、許可期間満了後の当該許可を受けた行為の継続に係るもの

別表第二鳥取港湾事務所長の項中第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 港湾法施行細則第四条第二項の規定による占用料等の減免のうち前号(一)又は(三)により許可したものに係る占用料等の減免

別表第二鳥取港湾事務所長の項第十四号(一)中「一時的な占用」の下に「又は許可期間満了後の継続占用」を加え、同号(二)中「千立方メートル」を「一万立方メートル」に改め、同項第十五号を次のように改める。

十五 鳥取県海岸法施行細則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第四項の規定による占用料等の減免のうち前号(一)又は(二)により許可したものに係る占用料等の減免

(二) 第六条の規定による工事等の完了の検査

別表第二賀様ダム建設事務所長の項中第七号の次に次の一号を加える。

七の二 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の除草、清掃その他の施設の保全に関する事務の委託の決定

別表第三社会保険事務所長の項中第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号の次に次の四号を加える。

九 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第二項の規定による標準報酬の決定

(二) 第十九条ノ二の規定による被保険者の資格の取得等の確認

(三) 第二十一条ノ二の規定による船舶所有者からの被保険者の資格の取得等の届出の受理

四 第二十一条ノ三の規定による被保険者の資格の取得等の確認等を行つた旨の船舶所有者への通知又は被保険者の所在が不明のためその通知を受けた旨を被保険者に通知できない旨の船舶所有者からの届出の受理

五 第二十一条ノ四第一項の規定による被保険者の資格の取得等に

関する事務に届出に係る事実がないと認めた旨の船舶所有者への通知

(六) 第二十九条の規定による療養費の支給

(七) 第二十九条ノ二の規定による療養費の額の決定

十 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第一条の規定により知事が行うものとされた船員保険法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十九条ノ二の規定による高額療養費の支給の決定及びその額の算定

(二) 第三十条の規定による傷病手当金の支給の決定及びその額の算定

(三) 第三十一条ノ二第一項から第三項までの規定による家族療養費の支給の決定及びその額の算定

(四) 第三十一条ノ三の規定による家族高額療養費の支給の決定及びその額の算定

(五) 第三十二条の規定による分娩費又は出産手当金の支給の決定及びその額の算定

(六) 第三十二条ノ二の規定による育児手当金の支給の決定及びその額の算定

(七) 第三十三条の規定による配偶者分娩費又は育児手当金の支給の決定及びその額の算定

(八) 第三十三条ノ十五の規定による技能習得に要する費用又は寄宿に要する費用の支給の決定及びその額の算定

(九) 第四十九条ノ二の規定による行方不明手当金の支給の決定

- (ロ) 第四十九条ノ三の規定による行方不明手当金の額の算定
 - (一) 第五十条ノ九の規定による葬祭料の支給の決定及びその額の算定
 - (三) 第五十条ノ十の規定による家族葬祭料の支給の決定及びその額の算定
 - (四) 第五十一条(第五十六条ノ二において準用する場合を含む。)の規定による被保険者等が故意に事故を生じさせたときの療養の給付等をしなさいことの決定
 - (四) 第五十二条(第五十六条ノ二において準用する場合を含む。)の規定による被保険者等が故意の犯罪行為等により事故を生じさせたときの療養の給付等をしなさいことの決定
 - (四) 第五十四条の規定による故意に療養に関する指揮に従わなかつた者に対する傷病手当金の支給をしなさいことの決定
 - (四) 第五十六条第二項(第五十六条ノ二において準用する場合を含む。)の規定による保険給付の支給をしなさいことの決定
 - (四) 第五十七条の三第一項の規定による被保険者であつた者又はその者により生計を維持している家族の移転に要する費用の支給の決定及びその額の算定
- 十一 船員保険法施行令第二条の規定により知事の権限に属するものとされた船員保険法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条ノ二第二項の規定による報酬月額額の算定
 - (二) 第八条の規定による戸籍事務を管掌する者等に対する被保険者等の戸籍に関する証明の請求
 - (三) 第九条第一項又は第三項の規定による被保険者を使用する船舶

- 所有者に対する報告の請求、文書の提示の要求若しくは船員保険の施行についての事務の実施の要求又は被保険者等に対する船員保険の施行に関する報告等の請求若しくは文書の提示の要求若しくは出頭の命令
- (四) 第九条ノ二第一項の規定による船舶所有者に対する被保険者の異動等に関する物件の提出等の命令又は関係者に対する質問若しくは船舶所有者の事務所等の検査の実施
 - (四) 第二十条第二項の規定による被保険者にならうとする申請で期限を経過したものの受理
 - (六) 第五十五条の規定による傷病手当金等を支給しないことの決定
 - (七) 第五十六条第一項(第五十六条ノ二において準用する場合を含む。)の規定による保険給付を行うについての物件の提出等の命令又は質問若しくは診断の実施
- 十二 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十三条の規定による被保険者の氏名の変更についての届書の受理
 - (二) 第十四条の規定による被保険者とならうとする者からの申請書の受理
 - (三) 第十五条の規定による被保険者からの氏名又は住所を変更した場合の届書の受理
 - (四) 第十六条の規定による被保険者の資格を喪失しようとする者からの申請書の受理
 - (四) 第十七条の規定による船舶所有者がその氏名又は住所を変更し

た場合の届出の受理

(六) 第十七条ノ二の規定による被保険者証の交付、被保険者証の記号番号を変更した旨の通知、被保険者証の記号番号等の変更による改訂のための被保険者証の受理及びその返付又は被保険者証の滅失若しくは毀損若しくは被保険者証に余白がなくなつた場合の届出の受理

(七) 第十七条ノ四の規定による船舶所有者からその使用する被保険者が被扶養者を有する場合の届書の受理

(八) 第十七条ノ五の規定による被扶養者証の交付、被保険者の記号番号等の変更若しくは被扶養者の異動による被扶養者証の改訂のための被扶養者証の受理及びその返付又は被扶養者証の滅失若しくは毀損若しくは被扶養者証に余白がなくなつた場合の届出の受理

(九) 第十七条ノ六の規定による被保険者証又は被扶養者証の更新
別表第四計量検定所長の項の前に保健所長の項として次のように加える。

- 保健所長
- 一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第七十五号）第四条の規定による被爆者健康手帳の再交付
 - 二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則附則第十項において準用する第五条第一項の規定による健康診断受診者証の再交付
 - 三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条（第十六条の二第一項、第十九条、第二十三条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による証書の作成及び交付

(二) 第九条の二第一項（第十六条の二第一項、第十九条、第二十三条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による証書の再交付

(三) 第十四条の二（第二十三条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による証書の作成及び交付

(四) 第十五条の二（第二十三条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による証書の作成及び交付

別表第四土木出張所長の項中 「土木出張所長」を「土木事務所長」に、「県が施行する都市改造事業」を「鳥取空港建設事業」に改める。

別表第四倉吉土木出張所長の項中 「倉吉土木出張所長」を「倉吉土木事務所長」に改める。

別表第四米子土木出張所長の項中 「米子土木出張所長」を「米子土木事務所長」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

鳥取県出納室事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 ・ 邑 次

鳥取県規則第三十七号

鳥取県出納室事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県出納室事務決裁規則（昭和四十九年七月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の表課長の項中「課長補佐」の下に「又は参事」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同一順位の代決権者が二名以上ある場合には、代決に係る事務の区分に応じてあらかじめ正当決裁権者の定める者が代決するものとする。

別表第一第二号中「第十号及び第十号の二（六日以内の場合を除く。）」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同表第三号中「五百万円」を「二千万円」に改め、同表第四号及び第五号を次のように改める。

四 一件五千万円以上の建設工事に係る工事請負費（以下「工事請負費」という。）の支出負担行為の事前承認

五 一件千万円以上の支出負担行為（工事請負費の支出負担行為を除く。）の事前承認

別表第一中第五号の次に次の二号を加える。

五の二 一件五千万円以上の工事請負費の支出

五の三 一件二千万円以上の支出（給与その他の給付、共済費及び工事請負費の支出を除く。）

別表第二第一号中「五百万円」を「千万円」に改め、同表第二号中「百万円」を「千万円」に、「五百万円」を「二千万円」に改め、同表第三号から第五号までを次のように改める。

三 一件三千万円以上五千万円未満の工事請負費の支出負担行為の事前承認

四 一件五百万円以上千万円未満の支出負担行為（工事請負費の支出負担行為を除く。）の事前承認

五 一件三千万円以上五千万円未満の工事請負費の支出

別表第二に次の二号を加える。

六 一件千万円以上二千万円未満の支出（給与その他の給付、共済費及び工事請負費の支出を除く。）

七 一件の見積価格五百万円以上の物品の出納
別表第三会計課の項課長専決事項の欄第一号（一）中「五百万円」を「千万円」に改め、「地方交付税、負担金、補助金その他これらに類する」を削り、同号（二）及び（三）を次のように改める。

（一）一件三千万円未満の工事請負費の支出負担行為の事前承認

（二）一件五百万円未満の支出負担行為（工事請負費及び物品に係るものを除く。）の事前承認

別表第三会計課の項課長専決事項の欄第一号（四）を次のように改める。
（四）一件三千万円未満の工事請負費の支出

六号)

五 鳥取県教護院規則(昭和二十五年十月鳥取県規則第七十八号)

六 主要食糧販売業者並びに米穀とう、精業者の聴聞規則(昭和二十六年六月鳥取県規則第三十二号)

七 鳥取県養老院管理規程(昭和二十七年五月鳥取県規則第二十九号)

八 鳥取県立身体障害者更生指導所管理規則(昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号)

九 鳥取県病害虫防除用機具貸付規則(昭和三十年七月鳥取県規則第四十一号)

十 結核隔離療養室貸与規則(昭和三十一年三月鳥取県規則第十二号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第三号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

訓 令

鳥取県訓令第三号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令(昭和五十二年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表地方課の項第十一号を削り、同項第十二号中 「七」 「七」

を「」に改め、同項中同号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同表衛生課の項第十五号中「及び卸売一般販売業の許可を受けている者に対する医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可」を削り、同項中第四十六号を第四十九号とし、第二十三号から第四十五までを三号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十五 麻薬廃棄の許可

別表衛生課の項中第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十二号とし、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 毒物若しくは劇物の製造業又は輸入業の登録

二十一 特定毒物研究者の許可

別表畜産課の項第十九号中「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に、「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改め、同表管理課の項第三号及び第六号中「土木出張所」を「土木事務所」に改め、同表道路課の項第一号中「土木出張所」を「土木事務所」に改め、同項第三号を削り、同表都市計画課の項第八号中「土木出張所」を「土木事

務所」に改め、同項第三号を削り、同表都市計画課の項第八号中「土木出張所」を「土木事

「務所」に改め、同表河川課の項第一号中「土木出張所」を「土木事務所」に改め、同表港湾課の項第一号中

「倉吉土木出張所」を「米子土木出張所」

「倉吉土木事務所」を「米子土木事務所」

「務所」に改め、同表砂防利水課の項第一号中「土木出張所」を「土木事務所」

「務所」に改め、同表建築課の項第一号及び第七号中

「鳥取土木出張所」を「倉吉土木出張所」
「米子土木出張所」を「米子土木出張所」

「鳥取土木事務所」を「倉吉土木事務所」
「米子土木事務所」を「米子土木事務所」に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第四号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号）の一部を次のように改正する。
別表の保健所の項の次に食肉衛生検査所の項として次のように加える。

食肉衛生検査所	
と畜検査業務に従事する職員	白衣
作業服（上衣）	一 三六
作業服（ズボン）	一 三六
図一のうちの上衣とお図一のうちのおり	二 三六

別表の農業経営大学校の項中「灘縣農産試験場」を「灘縣大学校」に、「経営課」を「教育部」に改め、同表の土木出張所の項中「土木出張所」を「土木事務所」に改め、同表の都市開発事務所の項を削る。

附 則

この訓令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第五号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和五十六年三月鳥取県訓令第二号）の「部」を次のように改正する。

別表第一の表を次のように改める。

鳥取土木事務所	郡家土木事務所	倉吉土木事務所	米子土木事務所
根雨土木事務所			

別表第二中	鳥取土木出張所	鳥取土木事務所	に改める。
	郡家土木出張所	郡家土木事務所	
	倉吉土木出張所	倉吉土木事務所	
	米子土木出張所	米子土木事務所	
	根雨土木出張所	根雨土木事務所	

別表第三の一の項中「鳥取土木出張所」を「鳥取土木事務所」に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第六号

褒賞条例ニ依ル行賞方具申手続等を廃止する訓令を次のように定める。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

褒賞条例ニ依ル行賞方具申手続等を廃止する訓令
次に掲げる訓令は、廃止する。

- 一 褒賞条例ニ依ル行賞方具申手続（昭和十五年八月鳥取県訓令甲第二十四号）
- 二 昭和二十三年八月鳥取県訓令甲第十九号（児童相談所長に対する権限の委任について）
- 三 昭和二十五年七月鳥取県訓令甲第十一号（児童相談所長に対する権限の委任について）
- 四 鳥取県工業試験場処務規程（昭和二十六年九月鳥取県訓令甲第二十三号）
- 五 鳥取県労政事務所処務規程（昭和二十八年七月鳥取県訓令第十五号）
- 六 昭和二十九年五月鳥取県訓令第七号（児童相談所長に対する権限の委任について）
- 七 鳥取県福祉事務所処務規程（昭和三十年四月鳥取県訓令第九号）
- 八 鳥取県身体障害者更生相談所処務規程（昭和三十年五月鳥取県訓令第十四号）
- 九 鳥取県美保基地駐留軍労務者失業対策本部規程（昭和三十一年一月鳥取県訓令第一号）
- 十 鳥取県計量検定所処務規程（昭和三十一年十月鳥取県訓令第二十二号）
- 十一 鳥取県精神薄弱者更生相談所処務規程（昭和三十六年三月鳥取県訓令第二号）
- 十二 鳥取県土木出張所処務規程（昭和三十八年五月鳥取県訓令第七号）

附 則

この訓令は、昭和五十九年三月三十一日から施行する。

鳥取県訓令第七号

鳥取県事務改善委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県事務改善委員会規程を廃止する訓令

鳥取県事務改善委員会規程（昭和四十三年五月鳥取県訓令第七号）は、

廃止する。

附 則

この訓令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百九十号

鳥取県道路治水施設愛護奨励規程（昭和四十三年七月鳥取県告示第五百十一号）の一部を次のように改正する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三条第二項中「所轄土木出張所長」を「所轄土木事務所長」に改める。

附 則

この規程は、昭和五十九年四月一日から施行する。

鳥取県告示第二百九十一号

次に掲げる告示は、昭和五十九年三月三十一日限り廃止する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 大正五年六月鳥取県告示第二百二十九号（鳥取県水産試験場において漁業調査及び試験をする場合掲揚する旗章について）

二 鳥取県漁業監視船及鳥取県漁業試験船乗組員服制（昭和十一年八月鳥取県告示第四百六十五号）

三 鳥取県労働文庫規程（昭和二十二年十月鳥取県告示第四百八十号）

四 開墾工事補助規程（昭和二十三年十月鳥取県告示第五百十三号）

五 昭和二十四年十月鳥取県告示第五百八十八号（自作農創設特別措置特別会計事務規程第四条による国有財産管理分掌官の印について）

六 昭和二十六年四月鳥取県告示第五百五十三号（鳥取県立児童福祉施設皆生学園の所在地等の変更について）

七 鳥取県展示林設置規程（昭和二十七年三月鳥取県告示第百六十六号）

八 昭和二十七年六月鳥取県告示第二百七十五号（自作農創設特別措置特別会計事務規程による出納官吏の印について）

九 県営干拓堤防補強及び補修事業委託要項（昭和二十七年十一月鳥取県告示第五百四十九号）

十 鳥取県開拓地酸性土じよう改良事業補助金交付規程（昭和二十八年九月鳥取県告示第三百八十一号）

十一 昭和二十九年十月鳥取県告示第五百三十号（使用内用薬、使用外用薬及び使用注射薬の購入価格について）

十二 昭和三十年二月鳥取県告示第六十八号（使用内用薬、使用外用薬及び使用注射薬の購入価格について）

十三 昭和三十三年度干害応急対策事業費補助金交付要綱（昭和三十四年一月鳥取県告示第十一号）

十四 昭和三十四年三月鳥取県告示第四百十六号（治療材料の購入価格について）

十五 鳥取県漁村青壮年実践活動器材貸付規程（昭和三十六年六月鳥取県告示第三百四十三号）

十六 昭和三十七年度開拓地集乳所設置事業補助金交付要綱（昭和三十七年七月鳥取県告示第三百八十一号）

十七 昭和三十九年七月鳥取県告示第四百二十号（鳥取県行政組織規則第八條企画室の項第二号に規定する知事の特命事項について）

十八 鳥取県産卵能力依頼検定規程（昭和三十九年九月鳥取県告示第五百四十三号）

十九 鳥取県鶏経済能力依頼検定規程（昭和四十年七月鳥取県告示第三百七十六号）

企業管理規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程及び企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第二号

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程及び企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

（鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部改正）

第一条 鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程（昭和三十九年三月鳥取県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表の第一号中「所長」の下に「主査」を加える。

（企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第二条 企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一のイの表の二等級の項に次の一号を加える。

三 困難な業務を処理する主査の職務

別表第一のイの表の三等級の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 主査の職務

別表第一のロの表の特一等級の項中「現業主幹」を「困難な業務を行う現業主幹」に改め、同表の一等級の項を次のように改める。

一 等級	一 現業主幹の職務
	二 困難な業務を行う自動車整備士、運転士、保守員又は操作員の職務

附 則

この企業管理規程は、昭和五十九年四月一日から施行する。